

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-16)

施策名	在日米軍駐留に関する施策の着実な実施			担当部局名	地方協力局			
施策の概要	<p>接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。</p>			政策体系上の位置付け	日米同盟の強化 (日米同盟の強化)			
達成すべき目標	<p>①在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保 ②米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO(沖縄に関する特別行動委員会)関連事業の着実な実施</p>			<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、日米同盟の抑止力・対処力の強化・幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する。 【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期 令和5年8月</p>			
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	在日米軍駐留経費の安定的な確保等	<p>在日米軍駐留経費の安定的な確保 SACO関連事業の着実な実施 米軍再編事業の着実な実施</p>	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 日米同盟の強化 (2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。</p>			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
		令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1)	特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,196 (37,168)	35,041 (35,011)	37,404		1	<p>①ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度: 昭和49年度 事業終了年度: 終了予定なし) ②駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度: 平成19年度 事業終了年度: 令和13年度) ③駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度: 平成27年度 事業終了年度: 令和9年度) ④訓練移転等による航空機騒音等の周辺住民への影響が継続する再編関連特定周辺市町村のうち、再編交付金の交付が終了しており、訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っている認められるものに対し、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度: 平成29年度 事業終了年度: 令和8年度) ⑤米空母艦載機部隊の活動等の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的に、同部隊による活動等が住民の生活の安定に及ぼす影響を考慮することが必要と認められる防衛施設の周辺の市町村が行う住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てさせるため周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等に応じて、交付金の交付限度額を決定。 周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度: 令和4年度 事業終了年度: 令和18年度)</p>	0297
(2)	訓練移転費の負担	1,009 (670)	1,017 (653)	1,074		1	<p>「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成28年条約第4号、以下「特別協定」という。)第3条に基づき、米空母艦載機着陸訓練を硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担するものである。 なお、現行特別協定の対象期間は、5年間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)である。</p>	0299
(3)	駐留軍等労働者の労務管理	153,714 (152,068)	154,299 (152,997)	153,269		1	<p>本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の給与の全部又は一部及び福利費等を負担するもの。給与については、昭和53年の日米合同委員会合意に基づく日本側が負担することとしている経費及び昭和62年度からは特別協定に基づく給与の全部又は一部を負担。福利費については、昭和52年の日米合同委員会合意に基づき、昭和53年度から、事業主が負担する経費又は事業主に実施が求められる経費として、社会保険料、安全衛生及び福利厚生関係経費を負担。</p>	0300

(4)	提供施設の整備	18,915 (18,448)	26,470 (24,143)	20,572	1	提供施設整備においては、在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設整備を実施している。例えば、隊舎、家族住宅、管理棟、倉庫、汚水処理施設、防災施設、雨水排水施設等の整備である。 実施にあたっては、日米地位協定の範囲内で、米側の希望を聴取し、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政状況との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案のうえ、個々の施設毎に我が国の自主的判断により措置している。 なお、ショッピングセンター、ゴルフ場など、娯楽性及び収益性が高い施設については、新規採択を控えることとしている。	0301
(5)	光熱水料等の負担	22,260 (22,257)	23,433 (23,430)	23,410	1	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令和4年条約第2号。以下「特別協定」という。)第2条に基づき、在日米軍が日本国で公用のため調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を特別協定の対象期間中(令和4年4月1日～令和9年3月31日)負担するものである。 なお、本事業は、原則として5年ごとに締結される特別協定に基づき、平成3年10月から実施している。	0302
(6)	米軍再編関係経費	146,906 (125,400)	208,828 (193,623)	300,730	1	・沖縄における再編に関する事業(普天間飛行場代替施設の建設、在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援、嘉手納以南の土地の返還に伴う施設の整備等) ・米陸軍司令部能力の改善に関する事業(相模総合補給廠及びキャンプ座間の一部返還、相模総合補給廠の共同使用に伴う施設の整備) ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に関する事業(空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備) ・緊急時使用のための事業(緊急時の使用のための施設整備) ・訓練移転に関する事業(嘉手納飛行場等から千歳飛行場等及びグアム等への訓練移転に伴う費用負担)	0304
(7)	SACO関係経費	5,481 (6,181)	6,584 (5,573)	1,739	1	・土地の返還に関する事業(北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設、キャンプ桑江の海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅統合) ・訓練及び運用の方法の調整に関する事業(県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転に伴う費用負担及びそれに伴う施設の整備、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用負担) ・騒音軽減イニシアティブの実施に関する事業(嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転)	0305
(8)	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費交付金	3,339 (3,339)	3,263 (3,263)	3,271	1	本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定を受け、日本国政府と米国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事業である。また、当該事業は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施するものである。日本側が実施する業務のうち、雇用主として意思決定しなければならない労働契約の締結や給与の決定等は国(防衛省)が、駐留軍等労働者や在日米軍等との調整を含むその他の業務(人事の手続、給与の計算及び福利厚生等の実施並びに給与その他の勤務条件等)に係る調査、分析、改善案の作成等)については、国と緊密に連携を図りつつ独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が実施する。	0306
(9)	特別調達資金事務処理システムに要する経費	34 (34)	201 (196)	0	1	本システムは防衛省、財務省(ADAMSシステム)、各地方防衛局等を政府共通ネットワーク等で接続し、特別調達資金の事務処理(示達・交付業務、契約業務、支払業務等)の効率化・合理化を図るための一元管理システムである。当課においては、本システムの運用に必要なサーバ機器類の借上、システムの安定運用に必要な専門知識を備えた技術者による支援役務、システムの維持に必要な消耗品を購入し、本システムの管理運用を実施している。	0307
(10)	訓練資機材調達費の負担	0 (0)	0 (0)	1	1	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令和4年条約第2号。以下「特別協定」という。)第3条1(a)に基づき、在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費の全部又は一部について負担するものである。 なお、現行特別協定の有効期間は、5年間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)である。	04-0015
施策の予算額・執行額		388,854 (365,565)	459,136 (438,889)	541,470		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-4-(2)在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-16)

施策名	在日米軍駐留に関する施策の着実な実施
-----	--------------------

測定指標	目標	施策の進捗状況
------	----	---------

①在日米軍駐留経費の安定的な確保等

在日米軍駐留経費の安定的な確保

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,552億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約219億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を厚木飛行場等から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約5億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約198億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約8億円)。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,554億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約222億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約7億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約184億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約2億円)。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,563億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約234億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約6億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約241億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約4億円)。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,561億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約234億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約10億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約169億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還等に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設(追加提供)等を実施(執行額:約19億円)。

SACO関連事業の着実な実施

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。 ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約13億円)。 ・キャンプ桑江内にある住宅をキャンプ瑞慶覧に移設するための費用を負担(執行額:約18億円)。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。 ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約7億円)。 ・キャンプ桑江内にある住宅をキャンプ瑞慶覧に移設するための費用を負担(執行額:約28億円)。

3 年 度	<p>●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約10億円)。 ・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧内の米軍住宅を統合し、これらの施設及び区域内の土地の全部又は一部を返還するための費用を負担(執行額:約48億円)。
4 年 度	<p>●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約15億円)。
米軍再編事業の着実な実施	
元 年 度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約554億円)。 ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、5事業(下士官用隊舎に係る工事費並びに施設管理・整備場、車両整備施設、教育センター及び屋外運動場に係る設計費)の資金提供を実施(執行額:約213億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約94億円)。 ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に関する事業として、空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備を実施(執行額:約58億円)。 ・嘉手納以南の土地の返還について、令和2年3月31日にキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部(約11ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等を実施(執行額:約92億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約141億円)。 ・牧港補給地区の国道58号沿いの土地を始め、施設・区域の返還に伴う土壌汚染等の支障除去措置を講じるとともに、土地所有者に対して補償金等の支払いを実施(執行額:約13億円)。
2 年 度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編実施のための日米のロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約547億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、5事業(士官用隊舎、統合司令部庁舎及び診療所に係る工事費並びに腐食管理施設及び戦闘参謀教育訓練施設に係る設計費)の資金提供を実施(提供額:約404億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約90億円)。 ・普天間飛行場(佐真下ゲート付近の土地)(約0.1ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等を実施(執行額:約136億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約145億円)。
3 年 度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約924億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、4事業(士官用隊舎、施設管理・整備場、下士官用食堂及び警察署に係る工事費)の資金提供を実施(提供額:約434億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約91億円)。 ※再編における訓練移転に伴う負担額は翌年度に確定となるため、負担額が確定している平成31年度及び令和2年度は確定負担額を、負担額が確定していない令和3年度は予算額を記載している。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約122億円)。 ・牧港補給地区の国道58号沿いの土地(ランドリー工場地区)(約0.2ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等として令和3年度に約245億円を執行。
4 年 度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設等を実施(執行額:約815億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、7事業(複合体育施設、車両整備施設、教育センター、戦闘参謀教育訓練施設、腐食管理施設(第1段階)、腐食管理施設(第2段階)及び屋外運動場)の資金提供を実施(提供額:約545億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約92億円)。 ・緊急時使用のための事業として、緊急時使用のための施設の整備を実施(執行額:約27億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約147億円)。 ・恒久的な空母艦載機着陸訓練施設として使用させることとなる自衛隊馬毛島基地(仮称)について、令和5年1月に陸上工事に着手、同年3月に海上工事に着手し、馬毛島における施設整備を実施(執行額:約927億円)。 ・嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等として令和4年度に約244億円を執行。

担当部局名	地方協力局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	----------	--------